

## 公共投資について

平成19年5月8日  
伊藤 隆 敏  
丹羽 宇 一 郎  
御手洗 富士夫  
八 代 尚 宏

1. 21世紀の日本にふさわしい新たな社会資本整備
  - ・ 日本が直面している構造変化、すなわち、人口の減少、厳しい財政状況、地方分権の必要性、環境制約の強まり等の下で、社会資本の整備は新たな哲学、ルールの下で進める必要がある
  - ・ 同時に、公共事業の実施プロセスに対する国民の不信感を払拭できる改革が今こそ必要である（別紙参照）
2. 社会資本整備・公共投資の新たな原則
  - ・ 今後の社会資本整備・公共投資にあたっては、以下のような原則によるべきである

原則1 過去に作られた様々な計画や目標について、その後の経済社会の変化（経済成長の大幅な減速や出生率の傾向的な低下等）に合わせて見直す

{	実質経済成長率	1970年度	8.2%	→	2005年度	2.4%
	合計特殊出生率	1970年	2.13	→	2005年	1.26

原則2 新規の公共投資よりも、既存資本の維持・長寿命化に重点を置く

人口減少に加え、人口の地域間移動や産業構造などの大きな変化が見込まれることから、数十年先まで資源を固定化する新規投資より既存資本の維持・長寿命化を優先する

原則3 コンパクト・シティの考え方を重視し、社会資本の効率的な利用を促進する

将来の人口分布の変化等を見据えた社会資本の設計を行う

原則4 公共投資に関する計画については、金額や事業量は盛り込まず、アウトカム(成果)目標を原則とする

厳しい財政制約を十分に踏まえ、効率的な事業推進に資するよう、これまで進めてきた改革を継続する。

なお、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)に基

づき、19 年中に策定される、「今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画」については、諮問会議においても検討を行う。

**原則5 真に必要な公共投資への選別を強化するため、すべての事業評価について第三者機関が監視を行うなど、評価の厳格化を徹底する**

社会資本は出来てしまうと後戻りが困難であるため、事前の評価が極めて重要。現在の第三者機関は、再評価と事後評価のみを行っているが、採択時を含めすべての評価について第三者機関で厳しく監視する

**原則6 実績が事前の想定を下回る公共投資の事例等について、経済財政諮問会議においても審議を行い、分野別の予算などに反映する**

**原則7 公共投資に関する国と地方の役割・責任を、重層構造ではなく単純明快な構造とする。補助事業については、地域のニーズにきめ細かく対応するため、地方単独事業への転換を進める**

**3. 歳出改革の継続**

- ・ 歳出改革はスタートしたばかりであり、歳出全般について、19 年度予算に続き、20年度も最大限の努力が必要である。
- ・ 公共投資については、
  - ①過去の入札談合事件においては不当利得が2割程度あったこと(図表 1)
  - ②国・地方をつうじた一般競争入札の拡大により、落札価格が低下するとみられること(図表 2,3)
  - ③官民の建築工事費を単純に比較することはできないが、公共工事のコスト縮減余地は小さくないとみられること(図表 4)などから、今後、コストを大幅に引き下げる余地があるとみられる
- ・ コスト縮減への取組や、地域のニーズに応じたきめ細かな対応を行うことなどにより、平成20年度予算においても、名目対前年度比▲3%の削減を行うべきである。また、その後、平成23年度までの3年間についても、同様の改革努力を継続すべきである
- ・ なお、コスト縮減については、現行計画を確実に実行するとともに、20年度以降も新たなコスト縮減計画を策定し、努力を継続すべきである。同時に、PFIを一層活用し、民間の知見、資金を活用する必要がある

(別紙)

## 入札談合の根絶に向けて

### ○一般競争入札の適用範囲の大幅な拡大

- ・国土交通省所管の工事について、平成19年度中に1億円以上、平成20年度中に6000万円以上の工事が、一般競争入札の対象とされる方針となっているが、これをできるだけ早期（例えば3年以内）に、すべての工事を対象とすべきである
- ・また、地方についても同様にすべきである

### ○罰則の強化

- ・談合等不正行為を行った場合の罰則（営業停止処分、入札参加資格の停止等）については、不正行為が後を絶たない現状にかんがみ、例えば、資格停止期間の延長など、十分な抑止力を持つよう強化すべきである

### ○情報開示の拡大

- ・発注者は、予定価格及び落札内容に関する情報をより詳細かつ分かりやすく公表すべきである
- ・競争入札において総合評価方式とする場合には、できる限り客観的な評価が行われるよう、評価者の判断によって異なり得る「技術評価点」（技術力、施行能力等に応じて付与される加算点）について、発注者（評価者）は事後的にその評価根拠を分かりやすく公表すべきである

(図表1) 入札談合による不当利得の推計値

入札談合事件(以下の30件)の単純平均・・・18.6%

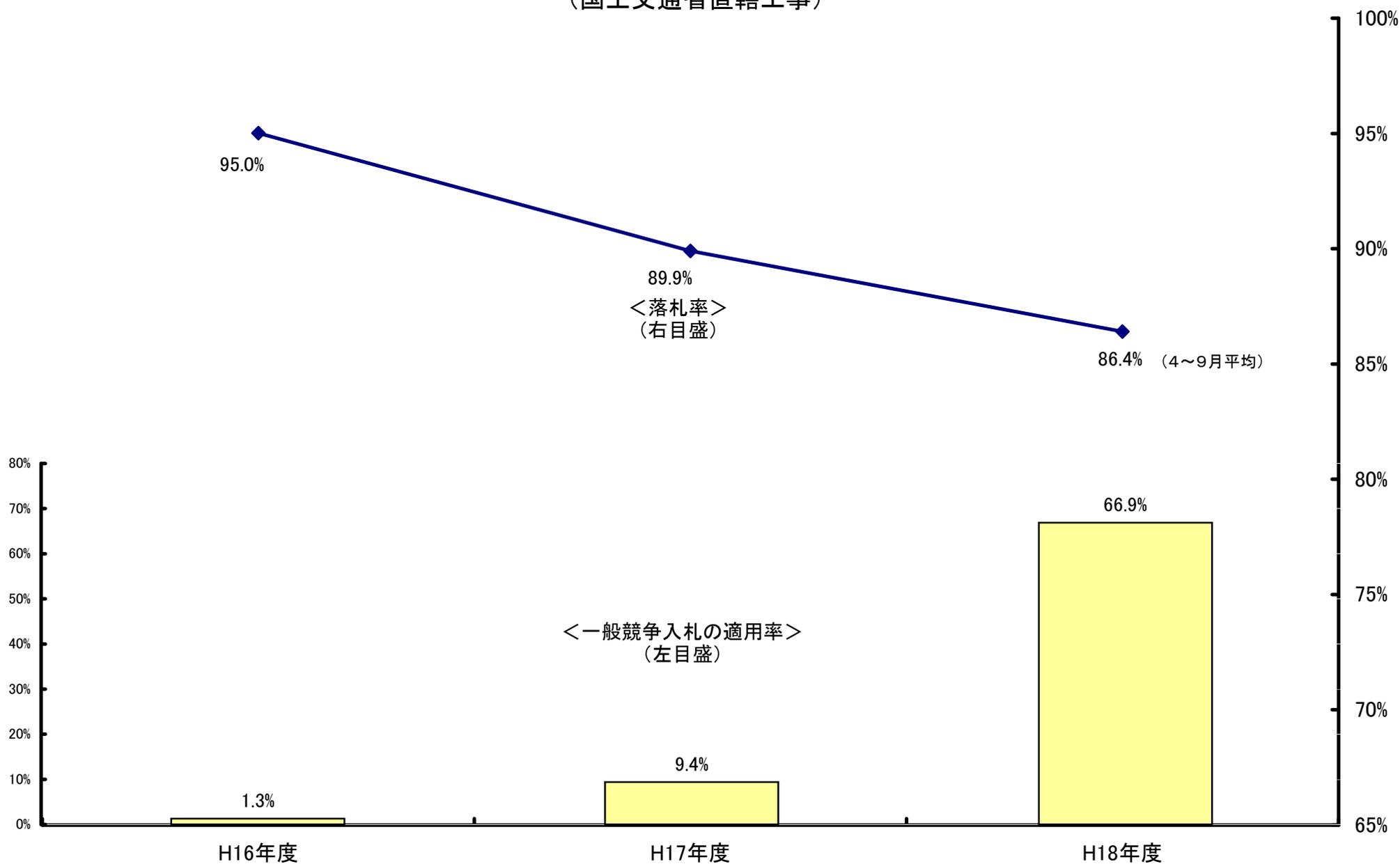
事件名	取引分野等	不当利得の推計値
千歳市等発注のガス水道配管等工事についての入札談合事件		9.2%
東京都発注の乾式直読型等の水道メーターの入札談合事件		50.1%
首都高速道路公団発注の建築工事の入札談合事件		11.2%
和歌山県新宮土木事務所等発注の特定土木工事の入札談合事件		21.0%
岡山県発注の道路標識設置工事の入札談合事件		9.3%
郵政省発注の郵便区分機の入札談合事件		15.7%
大阪市、大阪府及び京都市発注の次亜塩素酸ソーダの入札談合事件	①大阪市発注の下水道向け ②大阪市発注の豊野浄水場向け ③大阪府発注の三島浄水場向け ④京都市発注の4上水場等向け	① 41.5% ② 28.0% ③ 29.0% ④ 28.8%
千葉市発注のごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務の入札談合事件		39.3%
住宅・都市整備公団中部支社等発注の塗装工事の入札談合事件		8.0%
市町村等の地方公共団体発注のごみ焼却施設の建設工事の入札談合事件		12.4%
小松市発注の水道工事の入札談合事件		10.2%
町田市発注の土木工事等の入札談合事件		20.3%
宮城県及び福島県内の官公庁等発注の航空測量業務の入札談合事件	①宮城県内の官公庁等発注 ②福島県内の官公庁等発注	① 37.2% ② 5.4%
高槻市水道部発注の上水道本管工事の入札談合事件		16.5%
東京都発注の大型造園工事の入札談合事件		13.0%
林野庁東北森林管理局青森分局内に所在する官公庁等が発注する国有林野の利活用等に伴う調査・測量等業務の入札談合事件	①国有林野に係る調査・設計 ②治山事業に係る調査・設計 ③林道事業に係る調査・設計	① 13.3% ② 7.8% ③ 10.9%
(財)東京都新都市建設公社発注の特定土木工事の入札談合事件		14.8%
香川県発注の土木工事の入札談合事件		11.3%
高松市発注の土木工事の入札談合事件		25.5%
三重県発注の測量・設計業務の入札談合事件		12.0%
警視庁発注の道路標示塗装委託の入札談合事件		5.5%
警視庁発注の信号機工事等の入札談合事件	①集中制御式交通信号機 ②プログラム多段式交通信号機 ③信号施設更新等工事	① 23.0% ② 19.0% ③ 8.2%

・入札談合事件による不当利得の推計値は、平成8年から平成15年3月の間に排除勧告若しくは課徴金納付命令を行った事件における、公正取引委員会の審査開始後の落札価格の下落率を基に算出(公正取引委員会が立入検査を行った月に実施された入札は除いて落札価格の下落率を算出)。

(注)・本資料のデータは違反事件審査において発注官庁等から提出された資料等を基に作成(審判中の事件を含む)。また、卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から上記の方法によって下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している(例:かねてからカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している)。

(出典)公正取引委員会資料(平成16年5月)による。

(図表2) 一般競争入札の適用率と落札率  
(国土交通省直轄工事)

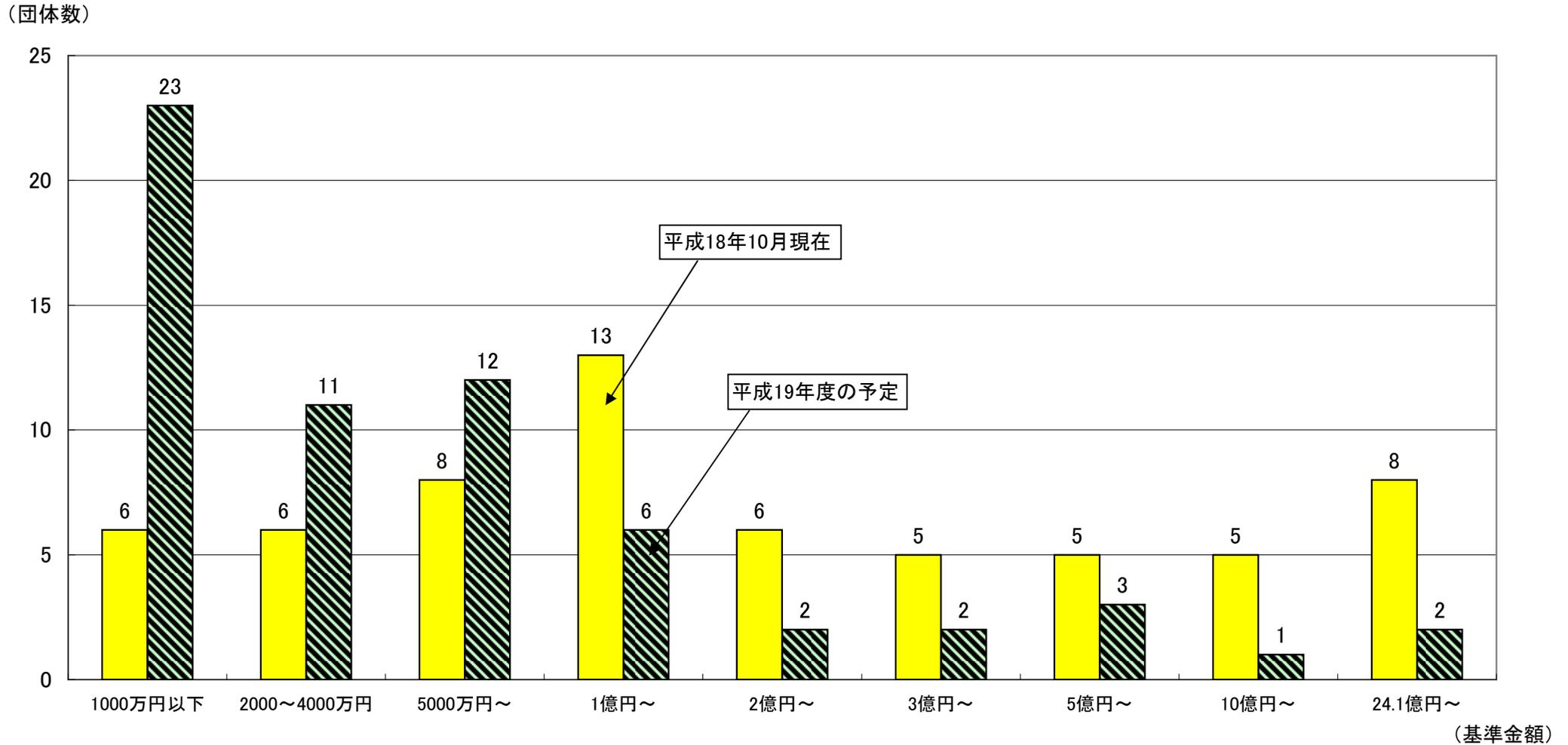


(出典) 財務省資料、国土交通省資料により作成。

(注 1) 落札率は加重平均(契約価格の総合計÷予定価格の総合計)で算出。

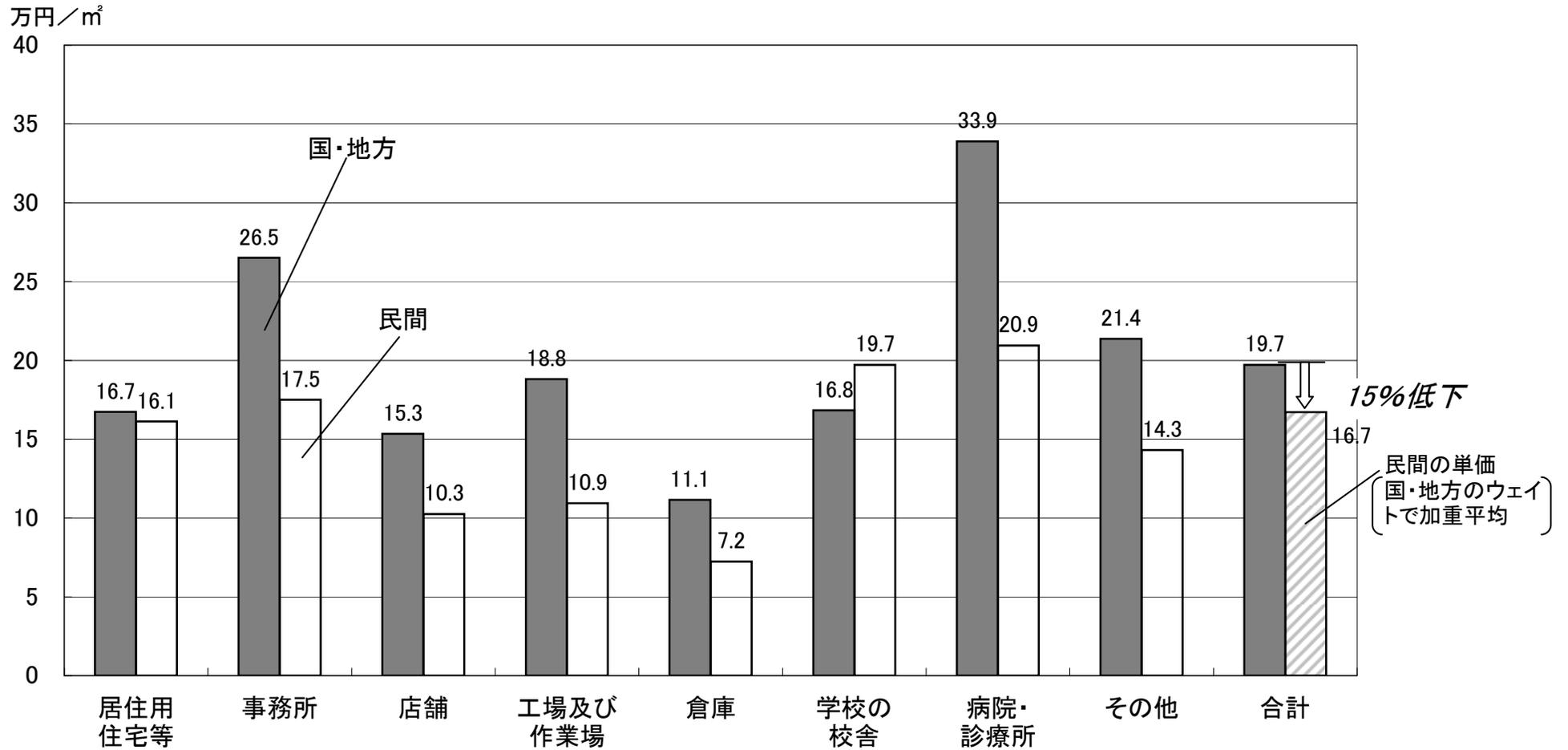
(注 2) 一般競争入札の適用率は件数ベース。

(図表3) 地方公共団体における一般競争入札を適用する工事金額の基準  
(都道府県および政令指定都市)



(備考) 1. 財務省資料、総務省・国土交通省資料により作成。  
2. 一般競争入札を適用する基準金額が横軸に示している範囲にある団体の数。

(図表4) 建築工事費(平米あたり単価)の官民比較



国・地方のウェイト (床面積) (23.6%) (9.8%) (0.4%) (1.0%) (1.7%) (29.1%) (3.8%) (30.5%)

(出所) 国土交通省「建築着工統計」により作成。床面積あたり建築工事予定額(平成17年度)。

(注) 国・地方=国+都道府県+市町村、民間=会社+会社でない団体+個人